

# 駒ヶ根市

## 一般廃棄物処理基本計画

平成 26 年度改定

## 駒ヶ根市 一般廃棄物処理基本計画（平成 26 年度改定版）目次

### 第 1 章 基本事項と現状

第 1 節 基本的事項	1
（1）計画策定の背景及び趣旨	1
（2）計画の位置づけ	2
（3）計画の期間	2
第 2 節 市の概要	3
（1）地勢及び沿革	3
（2）人口と世帯数の推移	3
（3）就業構造	4

### 第 2 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 一般廃棄物処理の広域的な取組	5
（1）上伊那広域連合	5
（2）伊南行政組合	7
第 2 節 ごみ処理の現況	9
（1）ごみ・資源物の処理	9
（2）ごみ・資源物の排出量	10
（3）ごみ処理経費	12
第 3 節 前計画の評価	12
（1）前計画の評価	12
第 4 節 ごみ処理の課題	13
（1）排出抑制・再生利用に関すること	13
（2）中間処理に関すること	13
（3）最終処分に関すること	13
第 5 節 将来予測	14
（1）人口の将来予測	14
（2）ごみの排出予測値と目標値	14
第 6 節 ごみ資源化・減量の基本方針	22
（1）基本的な考え方	22
（2）ごみの排出抑制・再生利用に関する基本方針	22

(3) 分別・収集運搬の計画	22
(4) 中間処理	22
(5) 最終処分	23
第7節 基本的な取り組み	23
(1) 市民の役割	23
(2) 事業者の役割	23
(3) 行政の役割	23
第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項	23
(1) 上伊那広域連合管理運営施設	23
(2) 伊南行政組合管理運営施設	24
(3) 駒ヶ根市管理運営施設	24

### 第3章 生活排水処理基本計画

第1節 し尿、浄化槽汚泥の排出量の見込み	25
(1) し尿、浄化槽汚泥	25
(2) 生活雑排水	25
第2節 し尿、浄化槽汚泥の処理計画	27
(1) し尿、浄化槽汚泥	27
(2) 生活雑排水	27

# 第1章 基本事項と現状

## 第1節 基本的事項

### (1) 計画策定の背景及び趣旨

美しく豊かな自然環境の中で生活することは全ての人の共通の願いであり、この環境を将来に生きる人たちに引き継いでいくことは、今の時代を生きる私たちの責務である。

これまでの大量生産・大量消費型の生活様式は、地球規模の環境汚染から地域社会における環境問題に至るまで多種多様な課題を生じてきている。この様な生活様式や社会の構造を改め、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減をはじめとする自然環境への負荷軽減を図るためには、廃棄物の排出抑制と適正処理並びに循環型社会の構築が不可欠と言われている。

この様な問題へ対応するため、国では「循環型社会形成推進基本法」を制定する中で、資源節約や地球温暖化等への対応の必要性を盛り込んだ「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定した。

また、長野県では「長野県廃棄物処理計画（第三期：計画期間平成23年度～平成27年度）」を策定し、持続可能な循環型社会の構築を目指し、住民、事業者、行政の主体別取り組みを掲げて生活の豊かさと環境保全を両立させる計画を明らかにしている。

この様な状況の中、上伊那広域連合では「上伊那地域ごみ処理広域化計画」及び「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を、また伊南行政組合においては「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定している。

現在、当市の廃棄物抑制と適正処理及び循環型社会への取り組みは、上伊那広域連合と伊南行政組合において中間処理と最終処分を行っている関係から広域連合と伊南行政組合の計画に基づいて進められているが、これらの計画を補完し更に具体的な計画を市民に示しながら効果的な取り組みを進める必要から「駒ヶ根市一般廃棄物処理基本計画」を策定してきている。

今回の改定は、旧計画の計画期間終了と併せ、一般廃棄物を取り巻く情勢や市民意識・ニーズの変化に対応するため行うものである。

(2) 計画の位置づけ

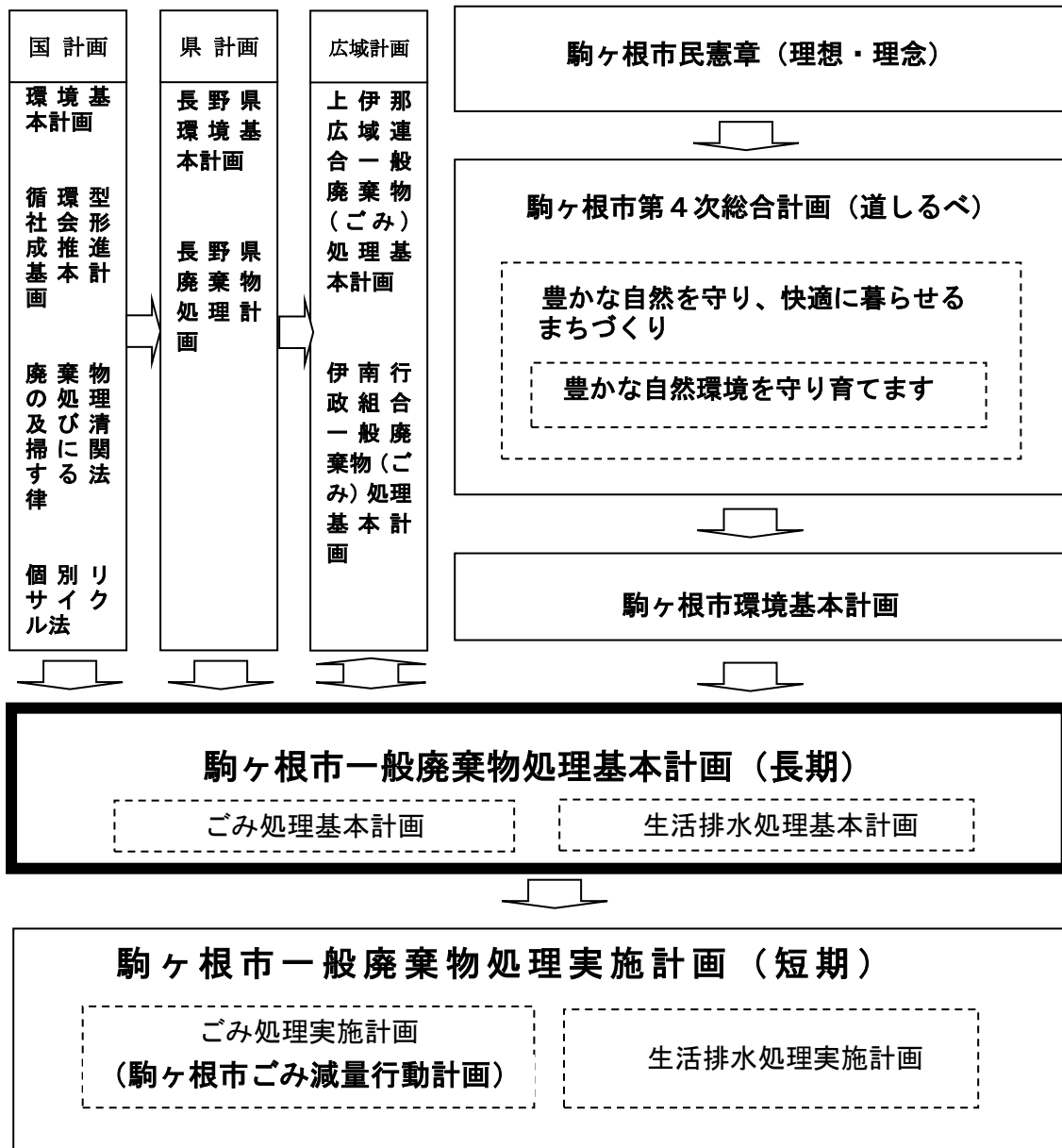


図 1 - 1 法令や他の計画との関連体系

(3) 計画の期間

本計画の期間は平成26年度から平成35年度までの10年間とし、5年経過時に内容の見直しを行う。また、社会的な情勢や廃棄物の質・量等の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2節 市の概要

### (1) 地勢及び沿革

当市は長野県南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、北側を宮田村、南側を飯島町に隣接している。また、東側は火山峠、伊那山脈を境にして伊那市に、西側は中央アルプスを境に大桑村に隣接し、総面積は 165.92 k m<sup>2</sup>である。市域のほぼ中央を北から流れる天竜川を軸にして、東西にそれぞれ平坦地、段丘地、丘陵地、山岳地へと続いており、西側には 3000 m級の連山が続く中央アルプスが、東側には標高 1,500m前後の伊那山脈に挟まれた地形となっている。標高は 676m（市役所本庁）と高いため、気象区は太平洋気候区中央高地の南端部にあたり、内陸性の特性で気温の日変化や年変化の格差が著しい反面、降雪は少なく比較的温和で晴天の日が多いのが特徴となっている。

当市は明治4年の廃藩置県布告以降幾度かの、村落、村、町の合併・分離を経て、昭和29年7月に駒ヶ根市が誕生した。その後昭和31年に宮田村が分離し現在に至っている。

表1-1 市の地勢

位置（市役所）	東 経	北 緯	標 高	面積（市域）	周囲（市域）
駒ヶ根市赤須町 20番1号	137° 56′	35° 44′	676m	165.92 k m <sup>2</sup>	75.8 k m

資料：駒ヶ根市の統計 平成23年度版

### (2) 人口と世帯数の推移

当市の総人口は、昭和30年の27,127人以降順調に増加してきたが、平成17年度の国勢調査において全国的に人口減少社会が現実のものとなり、当市においても平成20年度以降減少傾向にある。

表1-2 人口の推移

(各年10月1日)

年次	世帯数（世帯）	人口（人）
平成15年	11,644	34,652
16	11,891	34,776
17	12,247	35,068
18	12,472	35,197
19	12,704	35,304
20	12,772	35,298

年次	世帯数 (世帯)	人口 (人)
2 1	12,637	34,829
2 2	12,656	34,653
2 3	12,741	34,558
2 4	12,653	34,080

資料：住民基本台帳

### (3) 就業構造 (産業別人口)

当市の就業者数は、平成 22 年度において対平成 7 年比で約 90.6%であり、減少傾向となっている。特に第 1 次産業は 74.8%、第 2 次産業は 76.2%となっており、産業構造の変化が見られる。

**表 1 - 3 産業別人口の推移**

(人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
第 1 次産業	1,711	1,473	1,612	1,279
第 2 次産業	8,689	8,270	7,382	6,623
第 3 次産業	8,560	9,019	9,257	9,001
合 計	18,963	18,786	18,282	17,186

資料：国勢調査

## 第2章ごみ処理基本計画

### 第1節 一般廃棄物処理の広域的な取組

当市の一般廃棄物（ごみ）の中間処理と最終処分は上伊那広域連合及び伊南行政組合による広域的な取り組みによって行っており、それぞれが以下のとおり「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定している。

当市のごみ処理施策は広域連合・伊南行政組合の計画とこれらを補完する目的で策定している駒ヶ根市一般廃棄物処理基本計画に基づいて積極的に取り組んできたことから、圏域内でも排出量は少ない状況で推移している。

#### （1）上伊那広域連合

上伊那広域連合を構成する2市3町3村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関し住民の自主的な活動の促進及びその適正な処理等の責務を担っており、関係市町村内における様々な課題に対応して地域の実情に応じた取組を進めるため、「上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、関係市町村が策定した各種計画と相互に協力・補完する関係となっている。

#### ①上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第4次改定版）の概要

□計画期間 平成26年度～平成35年度

□基本理念 資源循環型社会の構築

「資源循環型社会の実現による、人と自然にやさしい かみいな」

□基本方針

- ごみ減量化・資源化のより一層の推進
  - ①住民、事業者、行政の協働の更なる促進
  - ②排出抑制、再生利用のより一層の推進
  - ③処理対象廃棄物の再生利用の推進
  - ④循環利用できない廃棄物の適正かつ安全な処理の継続
- 中間処理施設の整備による安全・安定的な中間処理の実施
  - ①中間処理施設による安全・安定的な中間処理の実施
  - ②燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物の広域的処理施設の整備
- 適正な最終処分の実施
  - ①既設のごみ焼却施設から出る焼却残渣等を適切に処分する最終処分場の確保
  - ②圏域内から出た廃棄物を圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理の構築



□広域連合による廃棄物処理

上伊那には、3つの広域処理主体（上伊那広域連合、伊北環境行政組合及び伊南行政組合）があり、関係市町村はこれら広域処理主体のいずれかに参画しながら廃棄物処理を行っている。

上伊那広域連合では「伊那中央清掃センター」及び「クリーンセンターたつの」の2施設を運営しており、圏域内の市町村が排出する可燃ごみの処理はこれらの施設で行う。

②ごみ処理費用有料制度

上伊那全市町村は、上伊那広域連合で平成11年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみ減量化・資源化の推進とごみ処理の公平性を確保するための「ごみ処理費用の有料化」について取組を進め、平成15年度から「二段階従量有料制」によるごみ処理有料制度が実施されている。

□二段階従量有料制

有料制度における「公平性の確保」と「減量化、資源化効果」を高めるため、市町村で規定する量までのごみ量「第一段階規定量」を排出するための費用負担は低く、規定量を超えた場合のごみ量「第二段階」は高額となる「二段階従量有料制」方式をとっている。

③一般廃棄物処理施設

表2-1 広域連行可燃ごみ中間処理（焼却）施設

施設名称	伊那中央清掃センター	クリーンセンターたつの
処理能力	120 t/日（60 t/日×2炉）	30 t/日（15 t/日×2炉）
処理方法	准連続燃焼式 ※1	機械化バッチ燃焼式 ※2
竣工年月	昭和63年3月	平成5年6月
管理運営主体	上伊那広域連合	上伊那広域連合

※1 准連続燃焼式 : 1日24時間連続稼働（焼却）するごみ焼却施設の運転方式を連続燃焼式というが、24時間の運転体制とすることが困難で、1日16時間の間欠稼働するものを准連続燃焼式という。

※2 機械化バッチ燃焼式 : 焼却炉内へのごみ供給を容易に行える機械設備を備えていないため、間欠燃焼しか行えないごみ焼却施設のうち、焼却操作などが機械化され、1日8時間の間欠稼働をするものをいう。小規模のごみ焼却施設に採用されている。

□一般廃棄物処理施設の課題

上伊那広域連合では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間処理に関する主要課題

として位置付けられている可燃ごみ焼却施設の整備やリサイクル施設の一本化、また、最終処分に関する主要課題である最終処分場の確保について、早期の課題解決に向け取組を進めている。

中間処理施設の整備

老朽化が進む「伊那中央清掃センター」と「クリーンセンターたつの」を統合し、適正な中間処理体制の確保に向けた中間処理施設（焼却場）の整備を進める。

将来的な廃棄物処理の効率化に向け、不燃物の中間処理を「クリーンセンター八乙女」に一本化していくための取組を進める。

最終処分場の整備

上伊那広域圏内に「最終処分場」を確保するため、クリーンセンター八乙女の再生利用について調整を進める。

一体的な施設整備

クリーンセンター八乙女の最終処分場への再生は、新ごみ中間処理施設（焼却場）の設置と一体的に行うものである。従って双方の整備については連動しながら進めていくものである。

## （２）伊南行政組合

伊南行政組合は1市1町2村で構成されており、長期的な視野に立ち上伊那広域連合のごみ処理基本計画等を踏まえて、伊南行政組合における行政・事業者・住民の役割を明確にし、真に豊かで快適な生活を保持するために、ごみの発生抑制・再生利用や安全で効率的な処理のため「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、基本方針及び基本施策を示している。

### ①伊南行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

計画期間 平成19年度～平成32年度

基本理念 資源循環型社会の構築

基本方針

■ ごみ減量化・資源化の推進

～皆が自らの問題として受け止め、環境にやさしいライフスタイルの構築に向け～

①全てのものを大切に扱う

②「ごみ」になるものを買わない、無駄なものを買わない

③「ごみ」になるものを貰わない

■ 中間処理施設等の充実による環境負荷の低減

■ 適正な最終処分奉納の確保

## ②一般廃棄物処理施設

### □伊南行政組合による廃棄物処理

廃棄物処理のうち、可燃ごみの処理は平成14年度まで伊南行政組合が「伊南清掃センター」を運営して処理してきたが、国のダイオキシン発生防止のガイドラインを契機に伊南清掃センターを廃止し、上伊那広域連合で管理運営する「伊那中央清掃センター」で処理する体制となっており、現在伊南行政組合では可燃ごみの処理は行っていない。

### □不燃ごみ中間処理施設

**表 2-2 伊南行政組合不燃ごみ中間処理施設**

施設名称	大田切不燃物処理場
処理能力	7 t/日
処理方法	破碎：なし 選別：手選別
竣工年	昭和48年
管理運営主体	伊南行政組合

不燃ごみは伊南行政組合が運営する「大田切不燃物処理場」において中間処理した後、伊南行政組合が契約した最終処分業者に処理を委託している。

資源物（資源ごみ）のうち、「びん、缶」は大田切不燃物処理場において中間処理した後、入札等により再資源化業者に引き渡すことによって再資源化ルートに乗せている。また、資源物のうち「ペットボトル、プラスチック製容器包装」については伊南行政組合が契約した事業者処理・再資源化を委託している。

## 第2節 ごみ処理の現況

### (1) ごみ・資源物の処理

駒ヶ根市における家庭系ごみ・資源物の排出、収集運搬、処分は図2-1のとおり。

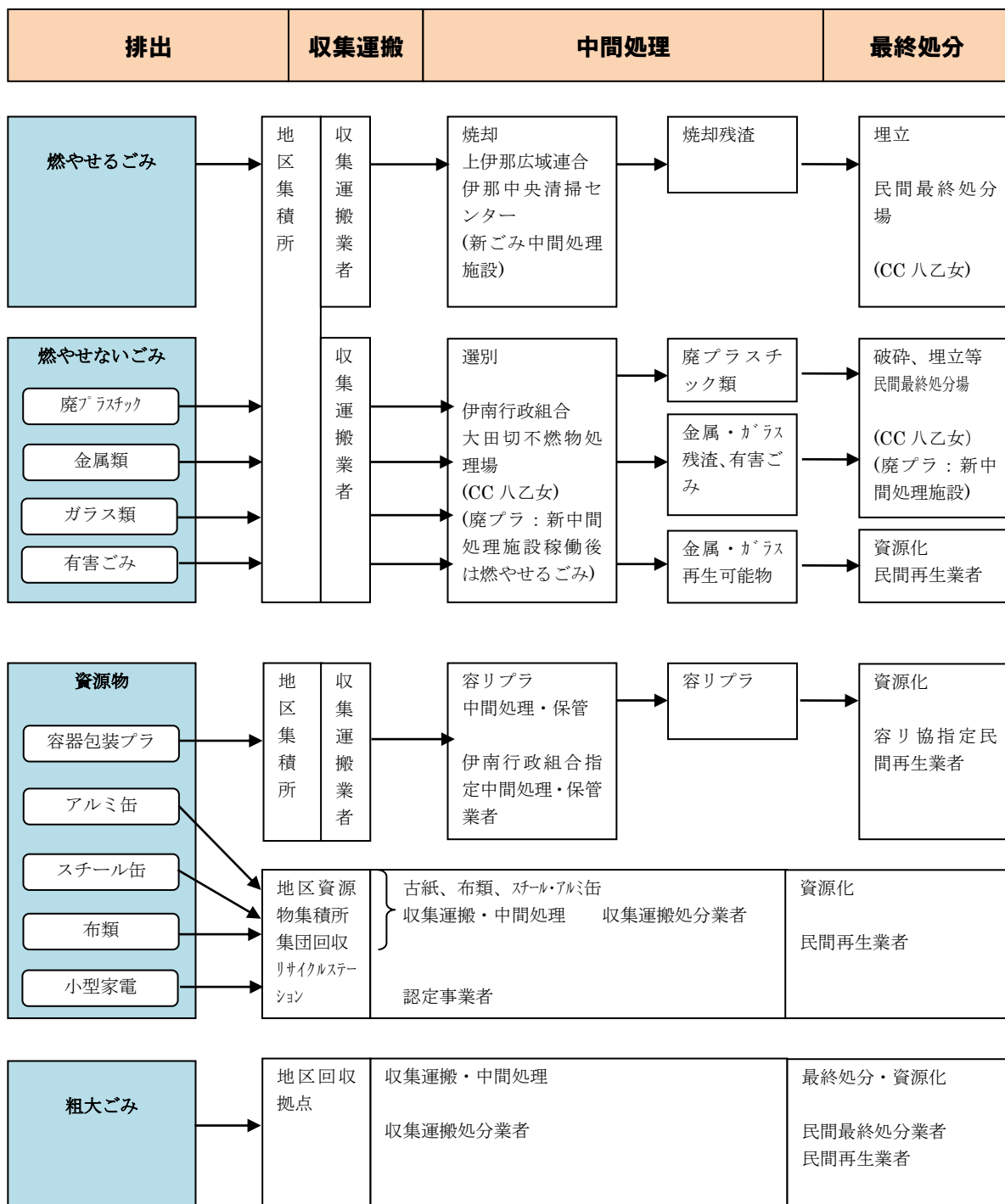


図2-1 駒ヶ根市のごみ・資源物処理フロー

(2) ごみ・資源物の排出量

駒ヶ根市の直近5年間のごみ・資源物の排出量は表2-3及び図2-2のとおり。

平成20年度から平成24年度にかけての家庭系ごみ一人1日当たりの排出量は、32g(6.7%)減少している。また、事業系ごみは401.06t(15.8%)減少している。

**表2-3 ごみ・資源物の排出量(実績)**

家庭系ごみ 一人1日当たり排出量

(g/人・日)

項目	H20	H21	H22	H23	H24
燃やせるごみ	286	280	273	277	278
燃やせないごみ	35	33	35	33	32
粗大ごみ	1	1	1	1	1
資源物	144	143	137	129	127
資源物集団回収	6	5	3	4	2
合計	472	462	449	444	440

家庭系ごみ 総排出量

(t/年)

項目	H20	H21	H22	H23	H24
燃やせるごみ	3,693	3,554	3,448	3,496	3,464
燃やせないごみ	434	428	443	422	405
粗大ごみ	12	9	9	6	5
資源物	1,820	1,788	1,725	1,621	1,568
資源物集団回収	81	70	45	52	33
合計	6,040	5,849	5,670	5,597	5,475

事業系ごみ 総排出量

(t/年)

項目	H20	H21	H22	H23	H24
燃やせるごみ	2,534	2,165	2,157	2,164	2,133

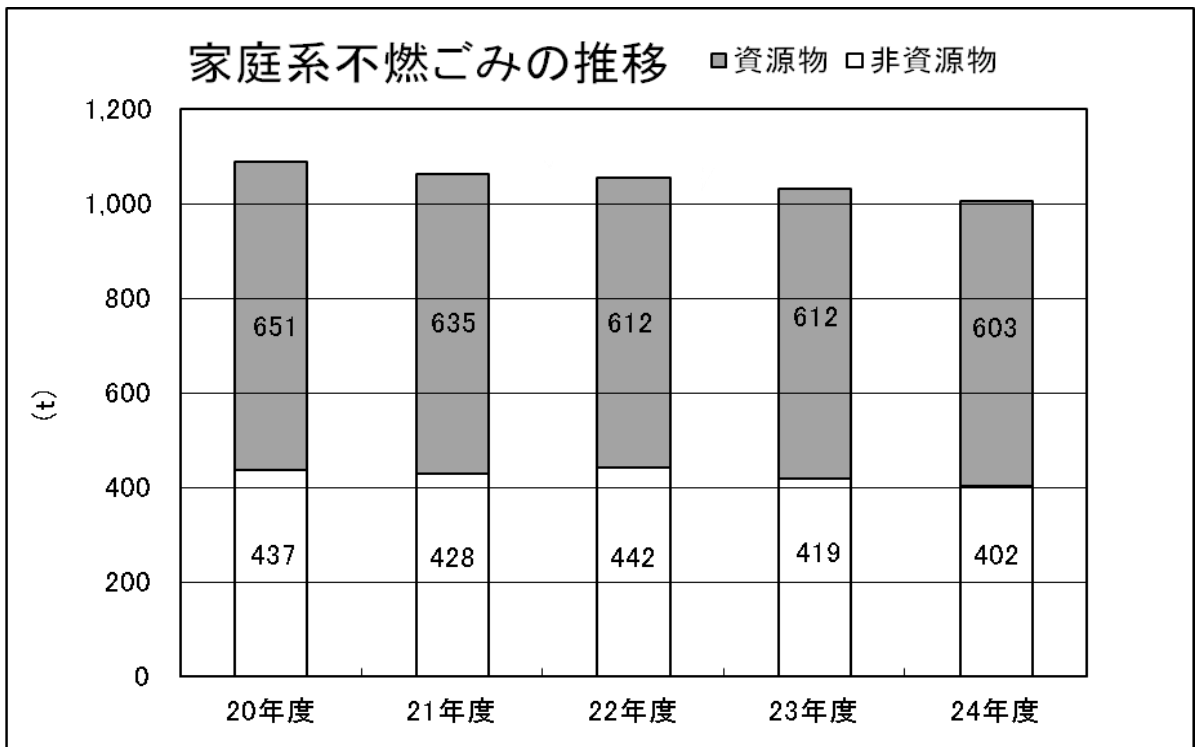
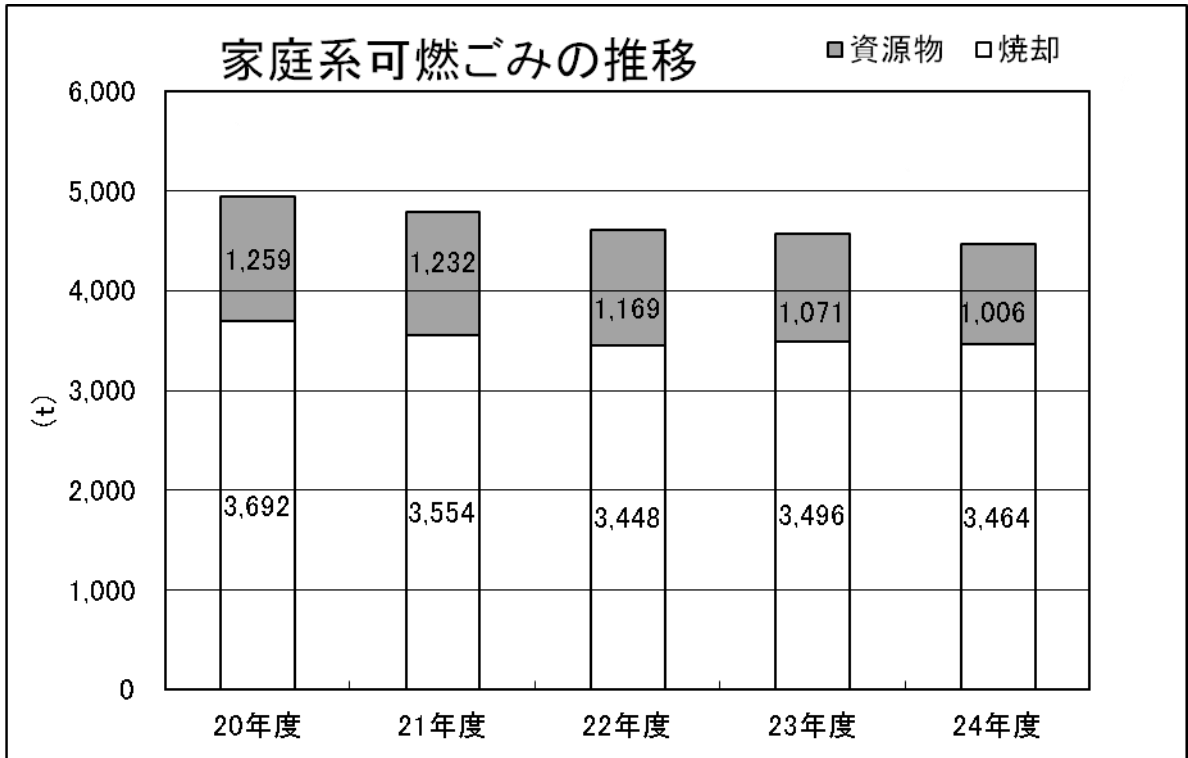


図 2-2 ごみ・資源物排出量の推移グラフ

### (3) ごみ処理経費

当市におけるごみ処理経費は表2-4のとおり。

平成24年度におけるごみ処理経費の総額は 285,404千円、ごみ1t当たりの処理経費は 37,516円/t、市民1人当たりの処理経費は 8,375円/人、1世帯当たりの処理経費は 22,556円/世帯となっている。

**表2-4 ごみ処理経費の推移**

年 度	年間ごみ 処理経費 (千円)	年間ごみ 処 理 量 (t/年)	ごみ1t 当たりの 処理経費 (円/t)	人 口 (人)	市民1当 たり処理 経費 (円 /人)	世帯数 (世帯)	1世帯当 りの処理 経費 (円/ 世帯)
H20	304,760	8,573	35,548	35,298	8,634	12,772	23,862
H21	313,980	8,014	39,180	34,829	9,015	12,637	24,846
H22	292,187	7,826	37,338	34,673	8,427	12,656	23,087
H23	297,039	7,761	38,274	34,558	8,595	12,741	23,314
H24	285,404	7,608	37,516	34,080	8,375	12,653	22,556

## 第3節 前計画の評価

### (1) 前計画の評価

ごみ排出量について、前計画（計画期間平成10年度から平成24年度）における平成24年度の計画値と、実績を比較すると表2-5次のとおり。

ごみ排出量の実績は、可燃ごみで1,477t、不燃ごみで1,531t下回った。

これは、前計画策定後の平成15年度に「ごみ処理有料化制度」が導入され、市民のごみに対する認識が大きく変わり、廃棄物削減が図られたことによる部分が多い。

しかし、平成15年度以外では減量化・資源化がなかなか進まない状況となっており、今後の取り組みは大きな課題と考える。

**表2-5 ごみ処理量の計画値と実績値の比較（平成24年度）**

(t、%)

項目	I 前計画値	II 実績値	増減	割合 (II/I)
可燃ごみ	8,079	6,602	△1,477	81.7
不燃ごみ	2,536	1,005	△1,531	39.6
合計	10,615	7,607	△3,008	71.7

## 第4節 ごみ処理の課題

### (1) 発生抑制・再生利用に関すること

- ・市民に、ごみ問題に関心を持ってもらえるような情報の提供を継続的に実施していく必要がある。
- ・可燃ごみ重量の中心となっている厨芥ごみ（生ごみ）について、水分除去への取組みや資源化を更に進める必要がある。
- ・不燃ごみに含まれる容器包装プラスチックについて、容器包装リサイクル法に基づいて適正に排出することで、ごみの減量に努めなくてはならない。
- ・今後増加が予想される高齢者世帯に対する分別サポートについて関係機関とも連携しながら検討を進める必要がある。
- ・自治組織等に参加していない人たちに対する分別・排出指導を継続的に進め、減量化・資源化意識、排出ルール等の向上を図らなくてはならない。
- ・小中学生等にごみ減量化・資源化に関する学習機会を提供していかなくてはならない。

### (2) 中間処理に関すること

- ・可燃ごみの中間処理については、上伊那広域連合全体で取り組んでいる。現在使用している中間処理施設については、経年劣化が進んでおり新施設の設置に向けた取組を進めなくてはならない。
- ・不燃ごみについては大田切不燃物処理場で分別・圧縮等の中間処理を行っている。しかし、上伊那広域連合における「新ごみ中間処理施設（可燃ごみ焼却場）」の新設に併せ、不燃ごみの中間処理施設についても広域連合で所管する方向の調整も進んでおり、新施設の稼働に向けた調整を進める必要がある。

### (3) 最終処分に関すること

- ・可燃ごみの焼却残渣の最終処分については、新ごみ中間処理施設建設及びCC八乙女の広域連合移管に併せて検討が進められており、広域連合圏域市町村が一体となって取組まなくてはならない課題となっている。



## 第5節 将来予測

### (1) 人口の将来予測

本計画における人口予測値は、次により算出した。

実績値（住基台帳人口＋外国人登録者）×コーホート変化率法で算出された人口推計値の減少率

この予測値は駒ヶ根市第4次総合計画の人口推計値と違いがあるが、廃棄物に関する統計や目標算出に用いられる人口推計はこれまで「住民基本台帳人口」に基づいてきたため、本計画も同様の取扱いとする。（なお、上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第4次改定版）における人口推計値の算出と同様。）

表2-6 人口の将来予測

予測の種類	H24 (実績)	H25	H26	H27	H30	H35
推計人口 (広域連合ごみ処理基本計画第4次改定版の推計人口と同じ)	34,080	33,845	33,611	33,376	32,511	30,940

### (2) ごみの将来予測と目標値

ごみの将来的な排出量は、核家族化の進展や景気回復傾向等の社会状況の変化により現在より増加するものと推測する。しかし、市民、事業所、行政がそれぞれの立場で発生抑制などに取り組むことで排出量の抑制を目指すものとする。

本計画の目標値の算定の流れは次のとおり

- ①現状取り組みを継続した場合の将来的な排出予測量を算定（基本フレーム）
- ↓
- ②新たな施策を実施し、排出量を抑える計画値を算定（排出抑制目標）
- ↓
- ③更に資源化を促進した計画値を算定（再生利用目標） = 本計画目標

#### (I) ごみの排出予測量（基本フレーム）

「現状の廃棄物施策を継続した場合の将来的なごみ排出予測量」（以下「基本フレーム」という。）については、以下のとおり社会状況の変化や人口の変化を考慮して推計した。

見込まれる社会状況の変化

- 少子高齢化の進展
- 核家族化の進展による世帯数の増加
- 景気の回復傾向による消費志向の拡大変化

「ごみ量の基本フレーム」(現状の取り組みを継続した場合の将来排出予測値)

一人1日当たりの排出量は世帯数の増加や景気回復に比例して増加する。  
年間の総排出量は人口の減少に比例して減少する。

表2-7 一人1日当たり平均排出量の予測(基本フレーム)

(g/人・日)

項目	実績	将来値	
	H24	H30	H35
燃やせるごみ	278	283	288
燃やせないごみ	32	33	33
粗大ごみ	1	1	1
資源物	127	134	137
資源物集団回収	2	4	4
合計	440	455	463

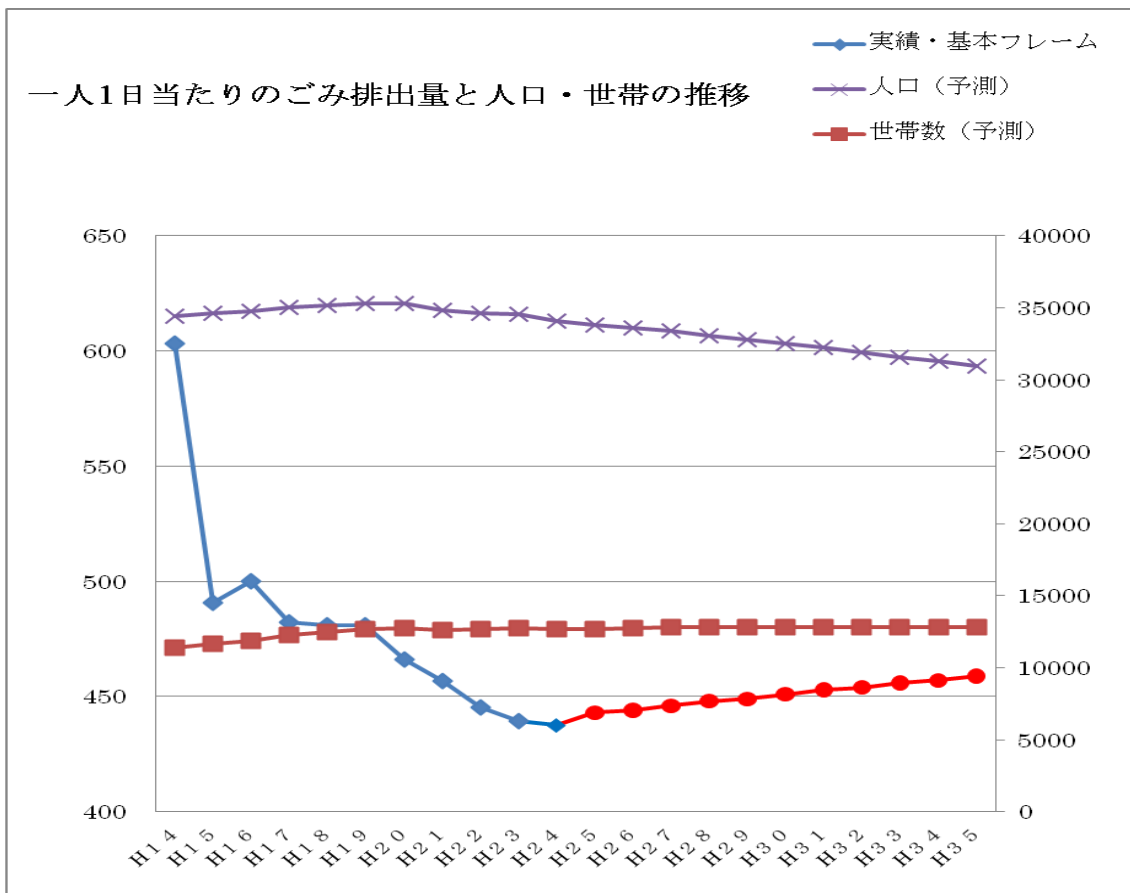


図2-3 一人1日当たりのごみ排出量と人口・世帯の推移と予測グラフ

表 2-8 年間総排出ごみ量の予測（基本フレーム）

(t/年)

項目	実績	将来値	
	H 2 4	H 3 0	H 3 5
燃やせるごみ	3,464	3,358	3,261
燃やせないごみ	397	392	374
粗大ごみ	5	12	11
資源物	1,576	1,590	1,551
資源物集団回収	33	62	56
合 計	5,475	5,414	5,253

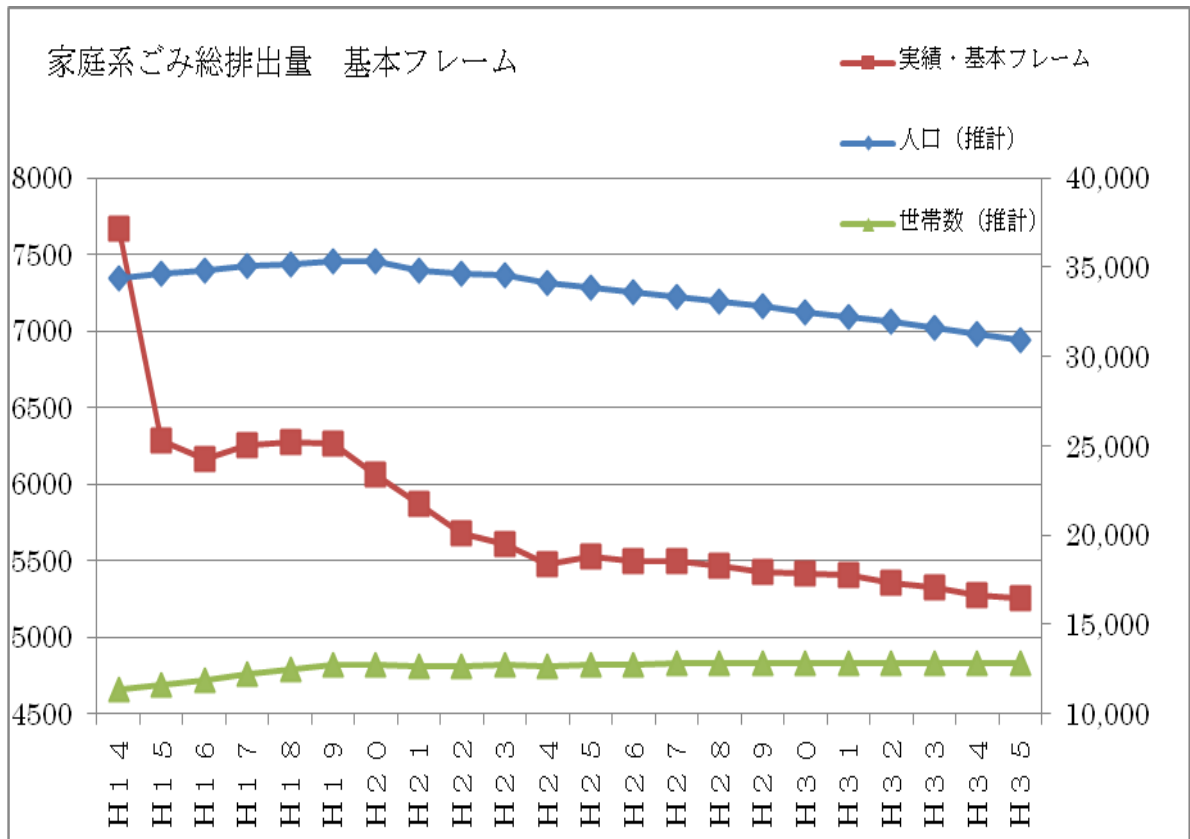


図 2-4 年間総排出量と人口・世帯の推移と予測グラフ

## (II) ごみの排出抑制施策の実施

上記 (I) の基本フレームに対し、「発生抑制施策」として今後、以下のとおりの取り組みを進める。

### ①燃やせるごみ

燃やせるごみについては、家庭用生ごみ処理機・処理容器の補助拡大や啓発による水切りの推進、過剰包装抑制などに取組むことにより、一人 1 日当たりの排出量を 12 g 削減することを目指す。

### ②燃やせないごみ

燃やせないごみについては、マイバッグ持参率の向上によるレジ袋の削減を更に進めることにより、一人 1 日当たりの排出量を 1 g 削減する目標とする。

### ③資源物

資源物は、啓発促進による過剰包装抑制で古紙類の削減を図ることにより、一人 1 日当たりの排出量を 4 g 削減することを目指す。

**表 2-9 排出抑制施策実施後の一人 1 日当たりのごみ排出目標**

項目	基本フレーム値	排出抑制による削減 (△)	排出目標
可燃ごみ	288 g	12 g	276 g
不燃ごみ	33 g	1 g	32 g
粗大ごみ	1 g		1 g
資源物	137 g	4 g	133 g
資源物集団回収	4 g		4 g
合計	463	17 g	446 g

## (III) 再生利用取り組み

上記 (II) で得られた排出抑制施策実施後の目標値について、更に再生利用を進めることで達成可能な目標を「再生利用目標達成後の排出量」として、本計画における最終的な排出目標とする。

### ①燃やせるごみ

啓発により、燃やせるごみに含まれる容器包装類の分別資源化を進めることにより、一人 1 日当たりの排出量のうち 12 g を資源化する。

②燃やせないごみ

啓発により、燃やせないごみに含まれる容器包装類の分別資源化を進めることにより、一人1日当たりの排出量のうち2gを資源化する。

表2-10 再生利用取り組み実施後の一人1日当たりのごみ排出目標

項目	排出目標値	排出抑制による増減	本計画目標値
可燃ごみ	276g	△12g	264g
不燃ごみ	32g	△2g	30g
粗大ごみ	1g		1g
資源物	133g	+14g	147g
資源物集団回収	4g		4g
合計	446g	±0g	446g

※再生利用を進めた場合であっても、可燃物・不燃物が資源物に移動するため、全体の総量は「排出抑制実施後の排出目標」と変わらない。

(IV) 本計画におけるごみ排出量の目標値

上記の(Ⅲ)までで得られた数値を本計画におけるごみ排出量の目標値とする。

表2-11 本計画における「家庭系ごみ一人1日当たり排出量目標」

(g/人・日)

項目	実績	将来予測値	目標値
	H24	H35	H35
燃やせるごみ	278	288	<b>264</b>
燃やせないごみ	32	33	<b>30</b>
粗大ごみ	1	1	<b>1</b>
資源物	127	137	<b>147</b>
資源物集団回収	2	4	<b>4</b>
合計	440	463	<b>446</b>

表 2-12 本計画における「家庭系ごみ 年間総排出量目標」

(t%/年)

項目	実績	将来予測値	目標値
	H24	H35	H35
燃やせるごみ	3,464	3,261	<b>2,983</b>
燃やせないごみ	397	374	<b>342</b>
粗大ごみ	5	11	<b>7</b>
資源物	1,576	1,551	<b>1,681</b>
資源物集団回収	33	56	<b>56</b>
合計	5,475	5,253	<b>5,069</b>
資源化率	29.4	30.6	<b>34.3</b>

※資源化率：資源化率は上記の数値を用い、「分別収集された資源物量と集団回収量の和」を「家庭系ごみ総量と集団回収量の和」で除したもの。

※当市では、現在平成23年度に策定した「ごみ減量行動計画（第2期）：ずく出しプラン」に定めるごみ排出目標値達成に向け取組みを進めているが、行動計画策定後の社会状況の変化から、本計画を参考に、必要に応じて見直しをしていくものとする。

(V) 事業系ごみ

事業系ごみのうち燃やせるごみについては、景気の回復等により増加していくものと推測するが、啓発による排出抑制に努めることにより、平成24年度実績の2,133tから223t削減し、1,910tとする。

本計画における一人1日当たり廃棄物排出目標値

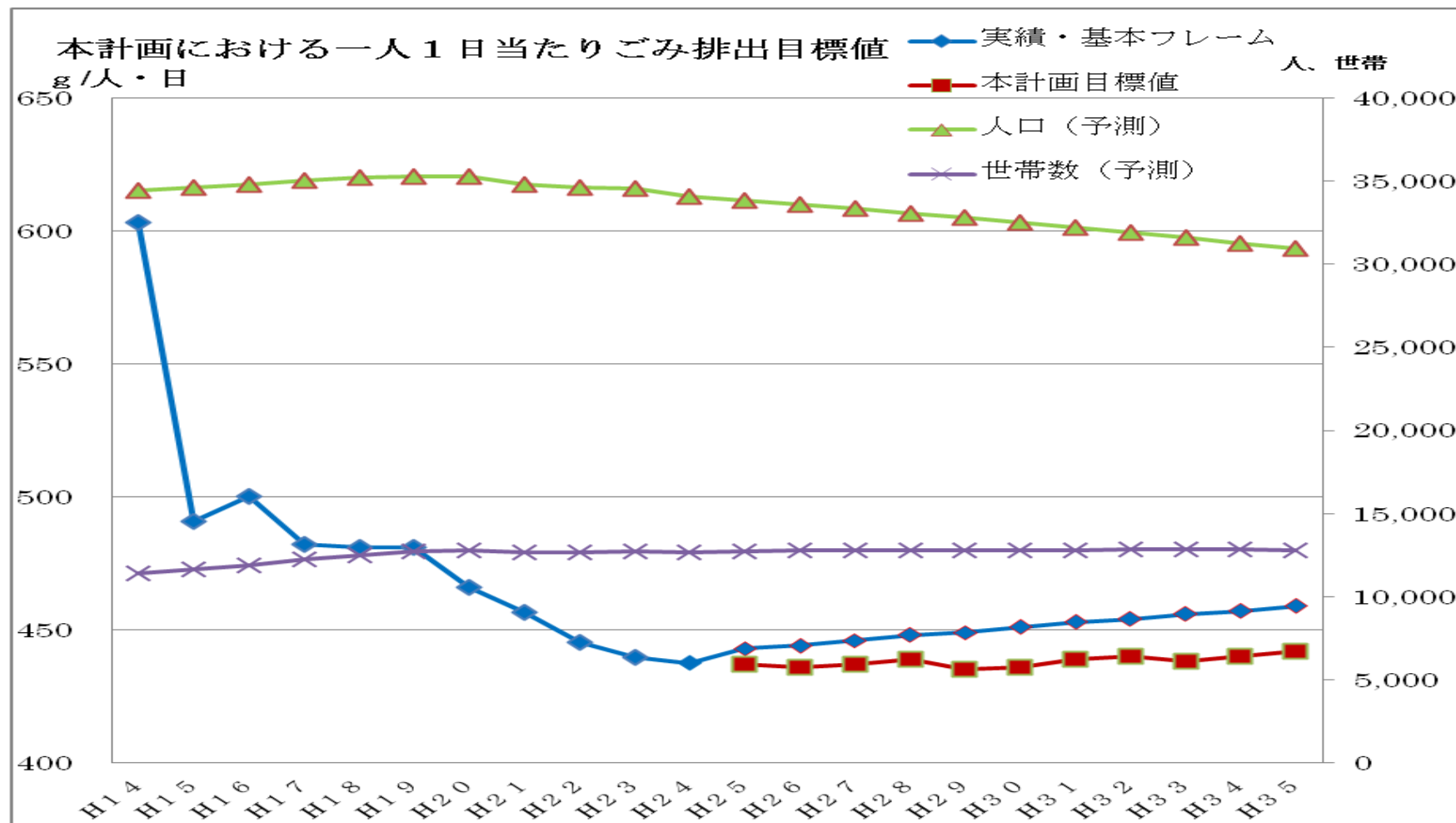


図2-5 本計画における一人1日当たりごみ排出量の推移と目標グラフ

本計画における家庭系ごみ総排出量目標値

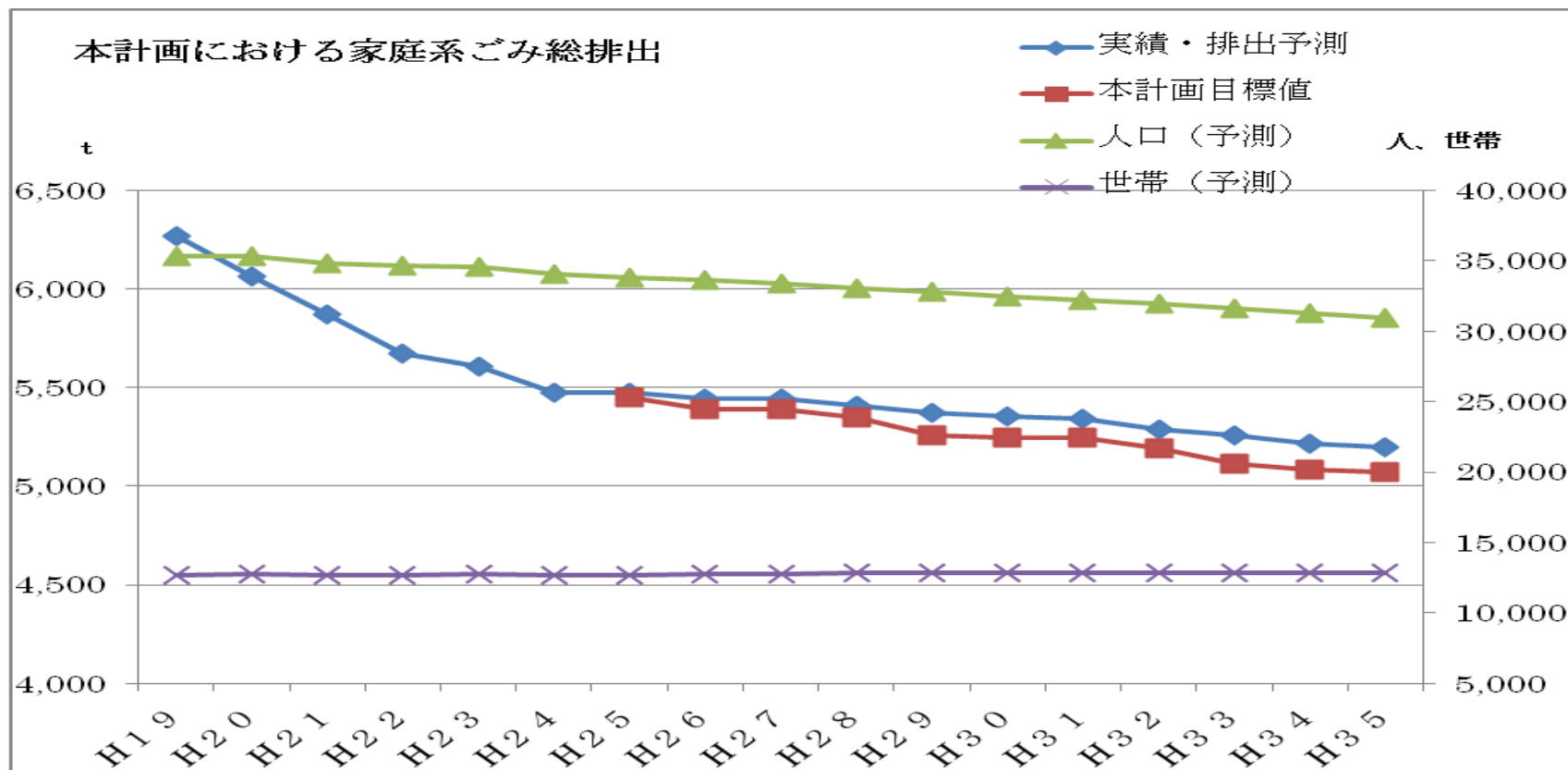


図2-6 本計画におけるごみ総排出量の推移と目標グラフ



## 第6節 ごみ資源化・減量の基本方針

### (1) 基本的な考え方

当市では、平成15年度から始まった「ごみ処理費用有料制度」により、市民のごみ排出抑制や分別取組に対する意識は高く、県の独自調査によると市民一人1日当たりのごみ排出量・資源化率ともに、県下の平均より上位で推移している。

しかしながら、統計によるとそのペースは足踏み状態となっており、定期的な組成調査の結果でも資源化可能物が廃棄物に多く含まれていることが確認されている。

このような状況の中で、資源物が廃棄物に含まれて排出されているということは、さらにごみ減量化・資源化に取り組むことが可能であるということを示しているともいえる。そのため、当市ではこれまで以上に「市民」「事業所」「行政」が一体となっごみの減量化・資源化に取り組むものとする。

### (2) ごみの排出抑制・再生利用に関する基本方針

- 生ごみ処理対策等による可燃ごみの減量化
- 分別による資源化のより一層の推進
- 「排出抑制に係る目標」及び「再生利用に係る目標」の遵守
- 計画を推進するための施策の具体化

### (3) 分別・収集運搬の計画

- ①地域のごみ集積所の管理は従来どおり地域の責任において行う。
- ②様々な要因から地域のごみ集積所を利用できない市民のため、大田切りサイクステーションを管理運営する。
- ③収集運搬は現行の体制を維持するが、費用対効果に関して常に見直し、効率的な運用ができるようにする。
- ④家電4品目や粗大ごみ等は、市民が直接回収拠点や施設に持ち込むものとする。
- ⑤使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）に基づく制度対象品目の取扱いを行う。
- ⑥容器包装の分別収集に関しては「第7期駒ヶ根市分別収集計画」（平成25年7月11日策定。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項の規定にもとづくもの）による取扱いとする。

### (4) 中間処理

広域的な計画により適正に処理・処分する。

- 中間処理施設による安全・安定的な中間処理を実施する。
- 燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物の広域的処理施設を整備する。

## (5) 最終処分

広域連合圏域内に適正な最終処分場を確保する。

○既設のごみ焼却施設から出る焼却残渣等を適切に処分する最終処分場を確保する。

○最終処分場への負担を軽減するため、廃プラスチック等従来は埋め立て処理していた廃棄物を焼却処分して減容していくための取組みを進める。

○圏域内から出た廃棄物を圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理を構築する。

## 第7節 基本的な取組み

ごみの排出と減量化を進めるためには市民・事業者・行政がそれぞれの立場で次のとおりの行動に取り組む必要がある。

### (1) 市民の役割

市民ひとりひとりがライフスタイルの見直しを意識し、3Rによる暮らしを実践する。

行政が進めるごみ減量・資源化施策へ積極的に協力する。

### (2) 事業者の役割

生産者として、排出事業者として、各種リサイクル法を順守するとともに、地域の一員として自らの責任においてごみ減量化・資源化を推進し、適正処理に取り組むことを基本とする。

### (3) 行政の役割

行政は、区域内におけるごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信、環境教育等を行うことにより地域住民の自主的な取組みを促進する。

## 第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項

当市では直営のごみ処理施設を有していないが、伊南行政組合及び上伊那広域連合がそれぞれ管理運営するごみ処理施設を使用しており、その整備については相互に協力しながら推進していく。

### (1) 上伊那広域連合管理運営施設

#### ①ごみ中間処理施設（可燃物処理場）

□上伊那広域連合で管理運営している「伊那中央清掃センター」と「クリーンセンターたつの」は老朽化が進んでおり、新施設の建設は重要な課題となっている。現在

新たな施設建設に向けた取組が進められており、当市も広域連合を形成する一自治体として積極的な取り組みを行う。

## (2) 伊南行政組合管理運営施設

### ①大田切不燃物処理場

□上伊那広域連合新ごみ中間処理施設の新設に併せ、クリーンセンター八乙女を不燃物中間処理場として上伊那広域連合が管理運営することが検討されている。この取り扱いの検討に併せ、老朽化が進む大田切不燃物処理場についても方向性を検討し、結論付けていくものとする。

## (3) 駒ヶ根市管理運営施設

### ①大田切りサイクルステーション

□地域のごみ・資源物集積所を何らかの理由により利用できない市民の利便性を図るため、土・日曜日限定で開設している。安定的な利用があり、市民サービスの向上が図られているため、今後も継続して管理運営を進める。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 し尿、浄化槽汚泥の排出量の見込み

#### (1) し尿、浄化槽汚泥

平成24年度の生し尿の排出量は4,870klとなっている。当市では、平成7年11月から公共下水道の一部供用を開始し、平成24年度末現在14,623人が使用している。平成21年1月に下水道法事業認可の変更を行い、平成26年度にも認可区域の変更を予定しており、区域の変更と拡大を図り引き続き整備を進めていく。また、農業集落排水事業については、平成19年8月に竜東中部地区が稼働し、これを受けて駒ヶ根市内の全8地区で建設工事が完了し供用開始となっている。平成24年度末現在10,456人が使用している。これら公共下水道や農業集落排水の普及に伴い、本計画目標年度における生し尿の排出量は2,330klと見込む。

また、合併処理浄化槽汚泥は、平成10年度の1,759klが平成24年度には1,470klとなっている。し尿と同様に公共下水道・農業集落排水の普及により目標年度の排出量は1,046klと予想される。

#### (2) 生活雑排水

生活雑排水だけを処理対象とする簡易浄化槽汚泥の排出量は、平成10年度の1,306klが平成24年度には557klに減少した。これは公共下水道・農業集落排水の伸展に伴い、簡易浄化槽の設置機数が減少（平成12年度の1,304基が平成24年度には1,161基）したことによる。今後も公共下水道・農業集落排水の普及に伴い減少し、目標年度の平成35年度には407klの排出量と予想される。

表3-1 し尿に関する統計

年度	し尿(kl)	浄化槽(kl)	雑排水(kl) (※)	し尿処理人口 (人)	水洗化率 (%)
平成7年	18,213	1,073	1,508	26,639	
平成8年	17,518	1,418	1,577	25,280	
平成9年	17,263	1,483	1,467	24,266	20.9
平成10年	16,387	1,759	1,306	21,492	35.4
平成11年	16,100	2,185	1,397	20,088	39.7
平成12年	15,271	1,838	1,361	18,436	44.3
平成13年	14,000	1,970	1,374	17,264	49.2

平成 14 年	13,364	1,883	1,243	15,240	54.7
平成 15 年	12,692	2,084	1,195	13,983	60.3
平成 16 年	11,160	2,372	1,091	13,030	64.1
平成 17 年	10,002	2,060	1,013	11,149	70.0
平成 18 年	9,266	2,164	1,086	10,262	72.9
平成 19 年	8,599	2,358	986	8,754	77.4
平成 20 年	7,492	2,060	742	7,479	80.5
平成 21 年	6,809	2,076	669	7,080	81.2
平成 22 年	6,059	1,920	649	6,492	82.6
平成 23 年	5,527	1,905	573	5,558	85.1
平成 24 年	4,870	1,470	557	5,094	85.8

駒ヶ根市 浄化槽設置基数

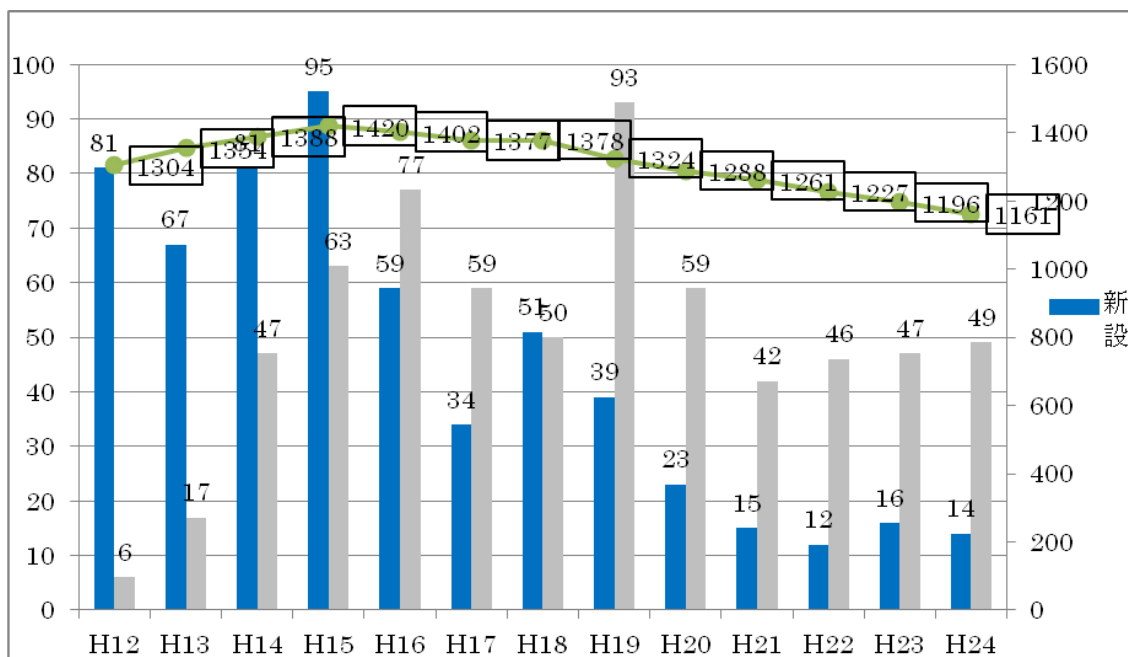


図 3 - 1 浄化槽設置基数の推移

## 第2節 し尿、浄化槽汚泥の処理計画

### (1) し尿、浄化槽汚泥

#### ①収集運搬

し尿の収集については、昭和 61 年度以降民間業者に区域を定めて収集運搬を許可している。(市内 2 区域 2 業者)

今後、し尿の収集量は公共下水道・農業集落排水事業の進捗により更に減少していくことが予測されるが、全世帯の公共下水道・農業集落排水への接続が完了するまで、収集を行う必要がある。

これについては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」の趣旨と照らし合わせながら、事業継続を図る必要がある。

#### ②処分

し尿及び浄化槽汚泥の量は年々減少しており、全量伊南行政組合が運営する伊南衛生センターで対応が可能であるが、伊南衛生センターの老朽化に伴う問題が出てきており、広域処理も含め今後の重要な課題となっているため十分な検討を行い適正な処理を目指す。

### (2) 生活雑排水

河川の汚染の一番の原因とされる家庭雑排水の処理については、公共下水道・農業集落排水の区域外及びマスタープラン上では区域内でも、接続が不可能な場合は合併浄化槽を設置している(市内浄化槽設置基数の推移は別表参照)。これらの浄化槽指定区域の平成 24 年度末の設置数は 283 台となっている。今後、未設置者への設置依頼を行うことで、平成 35 年度末までに約 50 基増を目標とする。

合併浄化槽の汲み取りと運搬に関しては許可業者が行い、処分は伊南行政組合が運営する伊南衛生センターで処理するが、し尿・浄化槽汚泥と同様の課題があるため、今後の検を進めながら適正な処理を進める。